

平成27年 6 月 26 日

株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目 1 番 6 号

三井住友建設株式会社

代表取締役
社 長 新 井 英 雄

定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第12期定時株主総会において下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項** 1 第12期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第12期計算書類報告の件

本件は、上記事業報告、連結計算書類ならびに連結計算書類監査結果及び計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第12期の期末配当につきましては、以下のとおり配当させていただくこととなりました。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき 1 円 配当総額812, 883, 652円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年 6 月 29 日となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。主な変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社は平成26年12月24日に第二回A種優先株式の消却を行い、発行した全ての優先株式の消却を完了いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなりましたので、現行定款にある優先株式の条項を削除し、関連する規定に対し所要の変更を行いました。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、社外取締役でなく業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも会社と責任限定契約を締結することができるように、定款第26条の2(社外取締役の責任限定契約)及び定款第34条の2(社外監査役の責任限定契約)に所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、則久芳行、新井英雄、永本芳生、中島敏雄、廣川和彦、君島章兒、佐藤友彦、北井久美子(以上重任)、三森義隆(新任)の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、北井久美子氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、野崎正志氏(重任)が選任され、就任いたしました。

本總會終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役に次の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役会長	則久芳行
代表取締役社長	新井英雄
代表取締役	永本芳生
代表取締役	中島敏雄

以上

第12期期末配当金のお支払いについて

第12期期末配当金は、同封の「第12期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店ならびに郵便局で払渡期間内(平成27年6月29日から平成27年7月31日まで)にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。(株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関(証券会社)へお問い合わせください)。

上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正(平成20年4月30日法律第23号)により、当社がお支払いする配当金について、配当金額や徴収税額等を記載した「支払通知書」を株主様宛にお送りすることとなっています(同封の「配当金計算書」が、「支払通知書」を兼ねることになります)。

なお、「支払通知書」は、株主様が確定申告をする際の添付資料としてご使用いただくことができます(株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の口座管理機関(証券会社)へお問い合わせください)。